

中川区ケアマネジャー委員会からの

◆ お知らせ ◆

ショートステイ
利用中の病院
受診について



区内の医師から下記の声が届きました

- ・家族に付き添われ、外来受診に来た患者。通常通り診察を行った。
- ・診察終了後、家族より「現在ショートステイを利用中。施設の職員も了承している。」との言葉が聞かれた。
- ・以前も同じようなことがあった。介護保険と医療保険の同日請求はできない恐れがあるので、事前に情報共有してほしい。



ショートステイ利用中は、施設の配置医師が健康管理を行うのが原則です。

*配置医師でない医師は、みだりに診療を行ってはならない旨の通知あり。

(参照：保医発0327第9号 令和6年3月27日)

病院受診できるのは…

緊急時や施設配置医師の専門外の診療のため、他の医療機関受診の求めが配置医師からある場合に限り可能。

(参照：保医発第0331002号 平成18年3月31日)



- ・サービス担当者会議において、かかりつけ医やサービス事業者間で情報共有を行いましょう。
- ・ショートステイ利用中に想定されるリスクを十分に考慮し、体調急変時の対応等について整備しておきましょう。

<お問合せ先> 名古屋市はち丸在宅支援センター（運営：一般社団法人名古屋市医師会）

TEL : 052-971-0874 / FAX : 052-971-0875

(2025年10月作成)